

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成27年7月9日(2015.7.9)

【公表番号】特表2014-519622(P2014-519622A)

【公表日】平成26年8月14日(2014.8.14)

【年通号数】公開・登録公報2014-043

【出願番号】特願2014-512105(P2014-512105)

【国際特許分類】

G 02 F 1/155 (2006.01)

G 09 F 9/30 (2006.01)

G 02 F 1/161 (2006.01)

【F I】

G 02 F	1/155	
G 09 F	9/30	3 8 0
G 09 F	9/30	3 2 0
G 09 F	9/30	3 3 0
G 02 F	1/161	

【手続補正書】

【提出日】平成27年5月18日(2015.5.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

基板と、外部領域から内部スペースを分離するスペーサーと、バスバーと、このバスバーに連通する導電性シールと、を有するエレクトロクロミック装置を備えるシステムにおいて、

前記バスバーは前記外部領域の前方に配置されて終端し、

前記導電性シールは前記バスバーと連通して前記スペーサーと前記基板との間に配置され、前記外部領域まで延在しており、前記導電性シールは電圧／電流を前記バスバーに伝達するように構成されているシステム。

【請求項2】

前記バスバーが前記スペーサーの0.1cm～1.0cmの間で終端する請求項1に記載のシステム。

【請求項3】

前記導電性シールが、少なくとも約35日にわたり前記ガスの少なくとも96%を保持するものである請求項1に記載のシステム。

【請求項4】

前記導電性シールが、前記スペーサー及び前記基板の表面に接触する請求項1に記載のシステム。

【請求項5】

エレクトロクロミック装置とガラスパネルとを備える絶縁ガラスユニットであって、前記エレクトロクロミック装置がこのエレクトロクロミック装置のトップ面に少なくとも2つのバスバーを有しており、前記エレクトロクロミック装置のトップ面と前記ガラスパネルが、互いに実質的に平行に配置されているとともに、スペーサーを介して接続され、これにより絶縁スペースを形成しており、前記バスバーのそれぞれが、互いに間隔をおいて

配置される内部バスバー部分と外部バスバー部分を有し、この内部バスバー部分が前記絶縁スペースの内側に位置し、この外部バスバー部分が前記絶縁スペースの外側に位置しており、且つ導電性シールが、前記内部バスバー部分および前記外部バスバー部分と電気的に接続している絶縁ガラスユニット。

【請求項 6】

前記導電性シールが、前記スペーサーと前記エレクトロクロミック装置のトップ面の間に位置する請求項5に記載の絶縁ガラスユニット。

【請求項 7】

前記導電性シールが、前記内部バスバー部分と前記外部バスバー部分を橋絡し、前記内部バスバー部分と前記外部バスバー部分との間が電気的に連通する請求項5に記載の絶縁ガラスユニット。

【請求項 8】

前記導電性シールが、前記内部バスバー部分または前記外部バスバー部分の少なくとも1つに少なくとも部分的にオーバーラップする請求項5に記載の絶縁ガラスユニット。

【請求項 9】

前記導電性シールが、前記少なくとも2つのバスバーに比して多孔性が低く、0.1オーム／フィート～0.6オーム／フィートの電気抵抗を有する請求項5に記載の絶縁ガラスユニット。

【請求項 10】

エレクトロクロミック装置とガラスパネルとを備える絶縁ガラスユニットであって、前記エレクトロクロミック装置がこのエレクトロクロミック装置のトップ面に少なくとも2つのバスバーを有しており、前記エレクトロクロミック装置のトップ面と前記ガラスパネルが、互いに実質的に平行に配置されているとともに、スペーサーを介して接続され、これにより絶縁スペースを形成しており、前記バスバーのそれぞれが連続的であり、前記少なくとも2つのバスバーの少なくとも一部が、前記エレクトロクロミック装置のトップ面と前記スペーサーの間に位置して、バスバー接觸点を形成しており、導電性シールが、前記バスバー接觸点の少なくとも一部をカバーしており、前記少なくとも2つのバスバーのそれぞれは、前記接觸点から離間された位置と比較して前記接觸点での厚さが小さい絶縁ガラスユニット。

【請求項 11】

前記導電性シールが、前記少なくとも2つのバスバーよりも多孔性が低く、0.1オーム／フィート～0.6オーム／フィートの電気抵抗を有する請求項10に記載の絶縁ガラスユニット。

【請求項 12】

エレクトロクロミック装置とガラスパネルとスペーサーとを備える第1の絶縁ガラスユニットであって、

前記エレクトロクロミック装置がこのエレクトロクロミック装置のトップ面にバスバーを有しており、前記バスバーは孔、隙間、又は孔と隙間の両方を有し、ポリマーがその孔、その隙間、またはその孔と隙間の両方を満たしており、

前記エレクトロクロミック装置のトップ面と前記ガラスパネルが、互いに実質的に平行に配置され、

前記スペーサーが前記エレクトロクロミック装置と前記ガラスパネルとの間、及び内部スペースに配置され、

前記絶縁ガラスユニットは、バスバーの孔、隙間、又は孔と隙間の両方がポリマーで満たされていないことを除いて構造が同一である第2の絶縁ガラスユニットのガス保持率よりも大きい前記内部スペースのガス保持率を有している第1の絶縁ガラスユニット。

【請求項 13】

前記ポリマーがエポキシである請求項12に記載の第1の絶縁ガラスユニット。

【請求項 14】

前記第1の絶縁ガラスユニットが、少なくとも5日後に、前記第2の絶縁ガラスユニッ

トと比較して少なくとも 5 % のガスを保持する請求項 1_3 に記載の第 1 の絶縁ガラスユニット。

【請求項 1_5】

前記バスバーが銀を含むインクである請求項 1_2 に記載の第 1 の絶縁ガラスユニット。